

本庄都市計画地区計画の変更（本庄市決定）

告示年月日
令和8年4月1日

本庄都市計画栗崎地区地区計画を次のように決定する。

| | | | | | |
|-----------------|-------------|--|------------------------|------|--------|
| 名称 | | 栗崎地区地区計画 | | | |
| 位置 | | 本庄市栗崎字東谷、字前田、字欠田及び字前河原の一部並びに北堀字前山の一部並びに西富田字大久保山の一部 | | | |
| 面積 | | 約 21.3ha | | | |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区は、本庄早稲田駅から南東約 700mに位置し、低層住宅が主体の集落地に、診療所、老人ホーム等が点在する地域である。</p> <p>本地区計画により、建築物の規制、誘導を推進し、既存の良好な集落環境を維持しつつ、生活道路等の整備により、安心・安全で快適な住環境を実現する。</p> | | | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 土地利用に関する方針 | <p>本地区は、主に低層でまとまった集落地によって構成されており、不足している都市基盤の整備を行いながら、基本的には現在の環境を維持していくことが望まれる。そのため、本計画により建築物の敷地面積の最低限度を制限することにより宅地の細分化を防ぎ、良好な住環境の形成と防災性の向上を図る。</p> <p>A地区 鉄道及び幹線道路と住宅地の緩衝帯となる沿道サービス地区とする。</p> <p>B地区 良好な中高層の集合住宅地の形成を誘導する地区とする。また、地区内に調整池を整備する。</p> <p>C地区 既存の閑静な集落環境を保全し、戸建て住宅を中心とした低層住宅地とする。</p> | | | |
| | 地区施設の整備の方針 | <p>地区内の歩行者や車両通行の安全性、利便性の向上及び防災性の向上を図るため、区画道路及び調整池の整備を行う。</p> | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>住宅地を中心とした良好な環境の形成を図るため、建築物等の用途、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物等の形態又は色彩その他の意匠及び垣又はさくの構造について適切な制限を行う。</p> | | | |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 道 路 | 名称 | 幅員 | 延長 |
| | | | 区画道路 1 号 | 4.0m | 約 102m |
| | | | 区画道路 2 号 | 5.0m | 約 71m |
| | | | 区画道路 3 号 | 5.0m | 約 45m |
| | | | 区画道路 4 号 | 6.0m | 約 376m |
| | 雨水貯留浸透施設 | 名称 | 面積 | | |
| | | 調整池 | 約 9,450 m ² | | |

| | | | | | | |
|----------------|--|---|--------------------------------|-----------------------|----------------------|--|
| 地区整備計画 | 地区の区分 | 区分の名称 | A地区 (第一種住居地域) | B地区 (第一種中高層住居専用地域) | C地区 (第一種低層住居専用地域) | |
| | | 区分の面積 | 約 9.5 ha | 約 4.8 ha | 約 7.0 ha | |
| | 建築物等の用途の制限 | 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 | | | | |
| | | 1. 葬儀屋（日本標準産業分類における葬儀業に供する建築物） 2. 床面積の合計が 15 m ² を超える畜舎 | 1. 葬儀屋（日本標準産業分類における葬儀業に供する建築物） | | | |
| 建築物等の敷地面積の最低限度 | 150 m ² | | | | | |
| | <p>ただし、次のいずれかに該当するものについては、建築物の敷地面積の最低限度を適用しない。</p> <p>1. この地区計画を決定した日（令和7年3月25日）において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないことになる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>2. 交番、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの</p> <p>3. 公共事業又は公益施設の用地として買収等のため当該規定に適合しなくなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの</p> | | | | | |
| 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げるとおりとする。 | | | | | |
| | <p>1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、建築基準法に基づく道路境界（ただし、区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界）又は隣地境界までの距離は1m以上とする。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する建築物は、壁面の位置の制限を適用しない。（ただし、区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界を越えることはできない。）</p> <p>（1）物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5 m²以内であるもの</p> <p>（2）自動車車庫等（ただし外壁のないもの）</p> | | | | | |

| | | |
|----------------------|----------------------|--|
| 地区整備計画 建築物等に関する事項 | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | <p>1. 建築物の軒、庇、出窓その他これらに類するものは、区画道路1～4号の区域内にかかる形態としてはならない。</p> <p>2. 建築物については高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの、工作物については高さが15mを超えるものの外観の各立面の色彩（着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。以下同じ。）は、各立面の3分の2以上の部分については、刺激的な色彩や装飾（光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。以下同じ。）を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲とし、残りの部分については、刺激的な色及び蛍光色は避け、地区の環境に調和したものとする。</p> <p>そのほかの建築物及び工作物の外壁等の色彩は、刺激的な色及び蛍光色は避け、地区の環境に調和したものとする。</p> <p>(1) 7.5Rから7.5Yまでの場合は、彩度6以下</p> <p>(2) 7.5Yから7.5GYまで（ただし、7.5Yを含まない。）の場合は、彩度4以下</p> <p>(3) 7.5GYから7.5RPまで（ただし、7.5GY及び7.5RPを含まない。）の場合は、彩度2以下</p> <p>(4) 7.5RPから7.5Rまで（ただし、7.5Rを含まない。）の場合は、彩度4以下</p> <p>3. 屋外広告物を設置する場合は、良好な景観形成に配慮する。</p> |
| | 垣又はさくの構造の制限 | <p>建築基準法に基づく道路（ただし区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界）に面して設置する垣又はさく（門柱、門扉その他これらに類するものを除く）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、法令等で設置が義務付けられているものは除く。</p> <p>1. 垣又はさくを設置する場合は、風致を損なわないよう生垣又は開放的なフェンス等とし、その高さは前面道路の路面中心から高さ1.5m以下とする。</p> <p>2. 生垣を設置する場合、樹木は後退させ植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。</p> <p>3. 基礎を構築する場合は、基礎の高さが前面道路の路面の中心から高さ90cm以下とする。</p> |

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理由：良好な住環境の維持・形成の更なる推進を図るため、地区計画を変更する。

本庄都市計画地区計画の変更（本庄市決定）

告示年月日
令和8年4月1日

本庄都市計画朝日町地区地区計画を次のように決定する。

| | |
|------------------------|--|
| <p>名 称</p> | <p>朝日町地区地区計画</p> |
| <p>位 置</p> | <p>本庄市寿一丁目、朝日町二丁目、三丁目、五十子一丁目、二丁目、三丁目の各一部</p> |
| <p>面 積</p> | <p>約 31.3ha</p> |
| <p>地区計画の目標</p> | <p>本地区は、JR高崎線本庄駅から南へ約1.4kmに位置し、住宅を主体とした健全な住宅地の開発を図る地区である。このため地区計画の策定により建築物の規制、誘導を推進し、良好な住環境の形成、保全を図り、緑豊かで健康なまちづくりを目標とする。</p> |
| <p>区域の整備・開発及び保全の方針</p> | <p>土地利用に関する方針</p> <p>地区をA地区、B地区、C地区に細分し、それぞれの方針を次のように定める。</p> <p>A地区 主として居住環境が損なわれないよう、敷地面積の最低限度を定め、住宅地としての土地利用を図る。また、南大通り線沿いの一部については、戸建て住宅を建築しないように努め沿道サービス系の土地利用を図る。</p> <p>B地区 居住環境が損なわれないよう、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定め、住宅地としての土地利用を図るとともに、近隣住民の生活利便を向上させる商業系施設の適切な誘導を図る。</p> <p>C地区 居住環境が損なわれないよう、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定め良好な住宅地としての土地利用を図る。</p> |
| | <p>地区施設の整備の方針</p> <p>本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備した道路、公園の維持、保全を図るものとする。</p> |
| | <p>建築物等の整備の方針</p> <p>A地区 主として居住環境の形成、保全を図るため、建築物の意匠の制限を行うとともに垣又は柵の構造の制限を行い、同時に生垣等による緑化を図る。また、南大通り線沿いの一部については、良好な沿道環境を誘導するため壁面位置の制限を行う。</p> <p>B地区 良好な居住環境の形成、保全を図るため、建築物の北側斜線制限や建築物の形態又は意匠の制限を行うとともに垣又は柵の構造の制限を行い、同時に生垣等による緑化を図る。</p> <p>C地区 良好な居住環境の形成、保全を図るため、建築物の北側斜線制限や建築物の形態又は意匠の制限を行うとともに垣又は柵の構造の制限を行い、同時に生垣等による緑化を図る。</p> |

| | | | | | | | |
|-------------|------------|---------------|--|---|---|---|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 地区の区分 | 区分の名称 | A地区 | B地区 | C地区 | |
| | | | 区分の面積 | 約 13.2 ha | 約 12.1 ha | 約 6.0 ha | |
| | | 建築物の用途の制限 | | — | 建築基準法別表第二(い)項に掲げる建築物、物品販売業を営む店舗及び飲食店以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものは、建築してはならない。 (公益上必要な建築物を除く。) | 建築基準法別表第二(い)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものは、建築してはならない。 (公益上必要な建築物を除く。) | |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | | 120㎡ | | | |
| | | 壁面の位置の制限 | | 都市計画道路南大通り線沿いの一部(計画図に表示)については、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。 | — | | |
| 建築物の高さの最高限度 | | — | 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下としなければならない。ただし、隣地境界線から真北方向への水平距離が、4mだけ外側の線上の建築基準法施行令で定める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして同施行令で定める基準に適合する建築物については、本規定は適用しない。 | | | | |

| | | | |
|--------|------------|----------------------|---|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 外壁等の色彩は地区の環境に調和したものとする。〔刺激的な原色（赤・黄・黒・紫）及び蛍光色を避ける。〕 |
| | | — | 埼玉県屋外広告物条例第4条第1項第1号の禁止地域とみなし、同条例第7条で適用を除外されている広告物以外は表示又は設置してはならない。 |
| | | 垣又は柵の構造の制限 | <p>道路境界線に設ける垣・柵の構造（門柱・門扉を除く）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生垣（樹木は後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。） 2. 前面道路の路面の中心から高さ1.5m以下の透視可能なフェンスで、基礎部分の高さは、前面道路の路面の中心から高さ90cm以下のもの。 |

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理由：建築物の誘導の更なる推進を図るため、地区計画を変更する。

理 由 書

本理由書は、本庄都市計画地区計画の変更についての理由を示したものです。

I. 本庄都市計画区域における位置等

本庄都市計画区域は、都心から約 80km 圏、本県の北部に位置しています。また、本庄都市計画区域に含まれる土地の区域は、本庄市の行政区域の一部です。

【本庄市：栗崎地区】

本地区は、本庄早稲田駅の南東約 0.7km に位置しており、県道本庄寄居線と一級河川小山川に囲まれた、既存集落を中心とした区域です。

【本庄市：朝日町地区】

本地区は、本庄駅の南約 1.4km に位置しており、県道藤岡本庄線、県道本庄寄居線及び一級河川女堀川に面した、住宅を中心とした区域です。

II. 変更理由

【本庄市：栗崎地区】

良好な住環境の維持・形成の更なる推進を図るため、Ⅲ. 変更内容のとおり地区計画を変更するものです。

【本庄市：朝日町地区】

建築物の誘導の更なる推進を図るため、Ⅲ. 変更内容のとおり地区計画を変更するものです。

Ⅲ. 変更内容

【本庄市：栗崎地区】

以下のとおり地区計画を変更します。

| | | | 新 | 旧 |
|--------|------------|---------------|--|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の敷地面積の最低限度 | (略) | (略) |
| | | | <p>1. この地区計画を決定した日 (令和7年3月25日)において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないことになる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(後略)</p> | <p>1. この地区計画を決定した日 _____において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないことになる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(後略)</p> |

| | | | | |
|--|--|-----------------------------|--|---|
| | | <p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p> | <p>1. (略)</p> <p>2. 建築物については高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの、工作物については高さが15mを超えるものの外観の各立面の色彩(着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。以下同じ。)は、各立面の面積の3分の2以上の部分については、刺激的な色彩や装飾(光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。以下同じ。)を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲とし、<u>残りの部分については、刺激的な色及び蛍光色は避け、地区の環境に調和したものとする。</u></p> <p>(後略)</p> <p>3. (略)</p> | <p>1. (略)</p> <p>2. 建築物については高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの、工作物については高さが15mを超えるものの外観の各立面の色彩(着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。以下同じ。)は、各立面の面積の3分の2以上の部分については、刺激的な色彩や装飾(光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。以下同じ。)を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(後略)</p> <p>3. (略)</p> |
|--|--|-----------------------------|--|---|

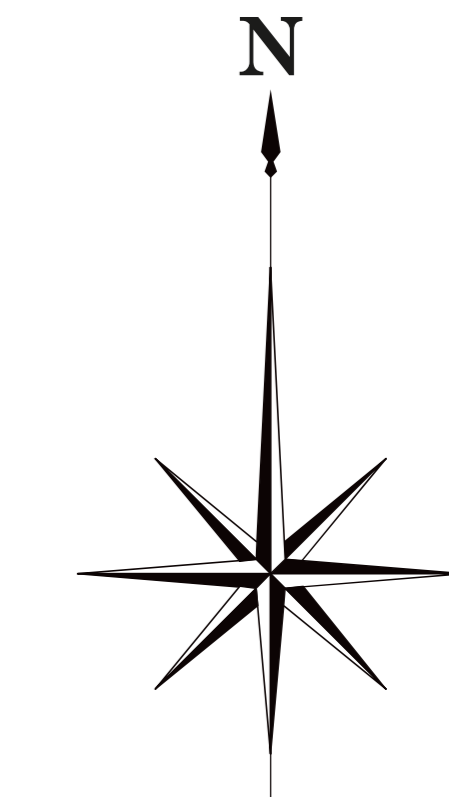
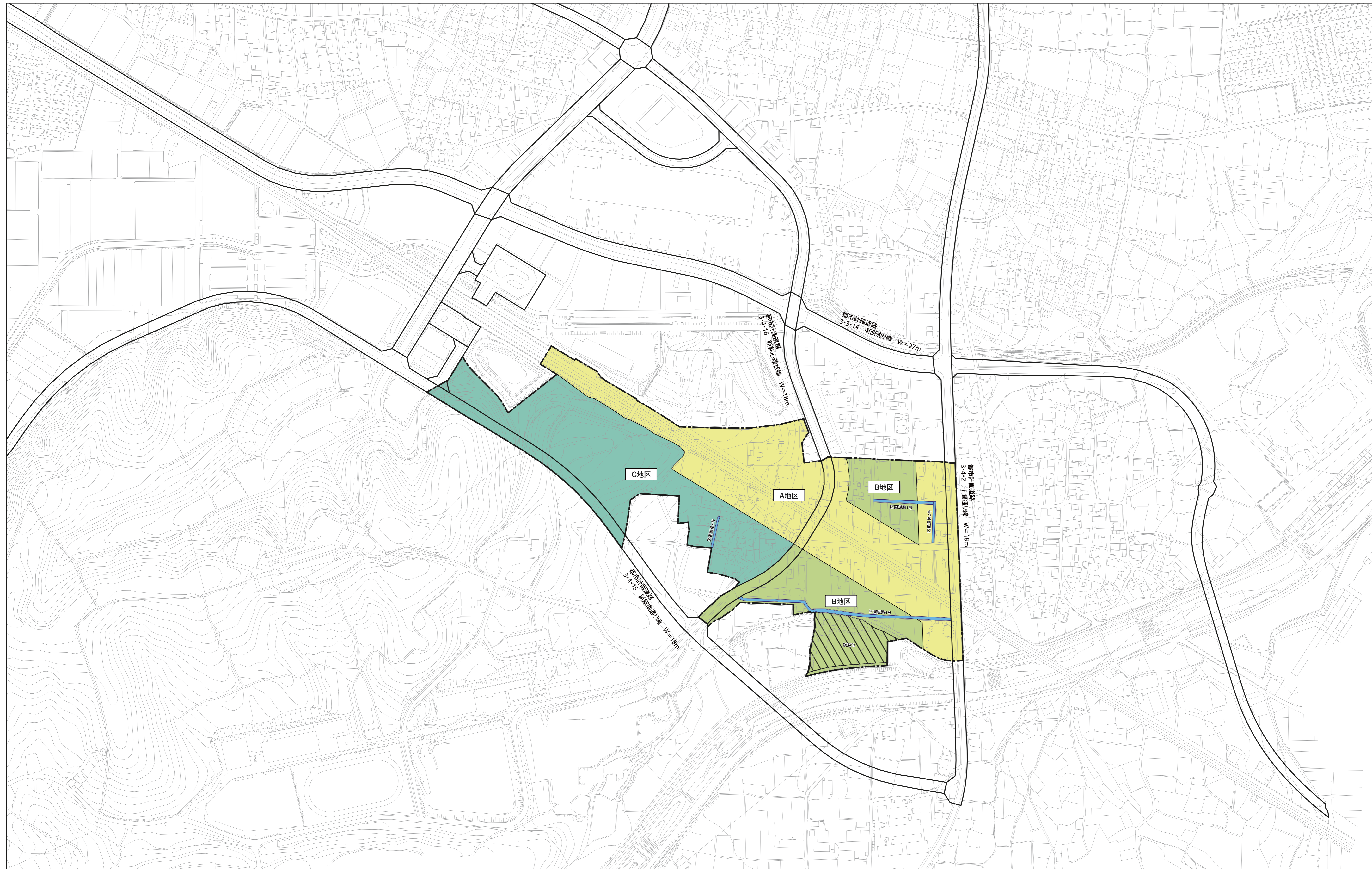
【本庄市：朝日町地区】

以下のとおり地区計画を変更します。

| | | 新 | 旧 |
|-----------------|------------|---|---|
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区施設の整備の方針 | 本地区における地区施設は、 <u>土地区画整理事業により整備した道路、公園の</u> _____維持、保全を図るものとする。 | 本地区における地区施設は、 <u>区画整理事業により道路、公園を整備中であり今後その早期整備と維持、保全を図るもの</u> とする。 |
| | | 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下としなければならない。 <u>ただし、隣地境界線から真北方向への水平距離が、4m</u> <u>だけ外側の線上の建築基準法施行令で定める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして同施行令で定める基準に適合する建築物については、本規定は適用しない。</u> | 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下としなければならない。_____ |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の高さの最高限度 | |

IV. 関連する都市計画

なし

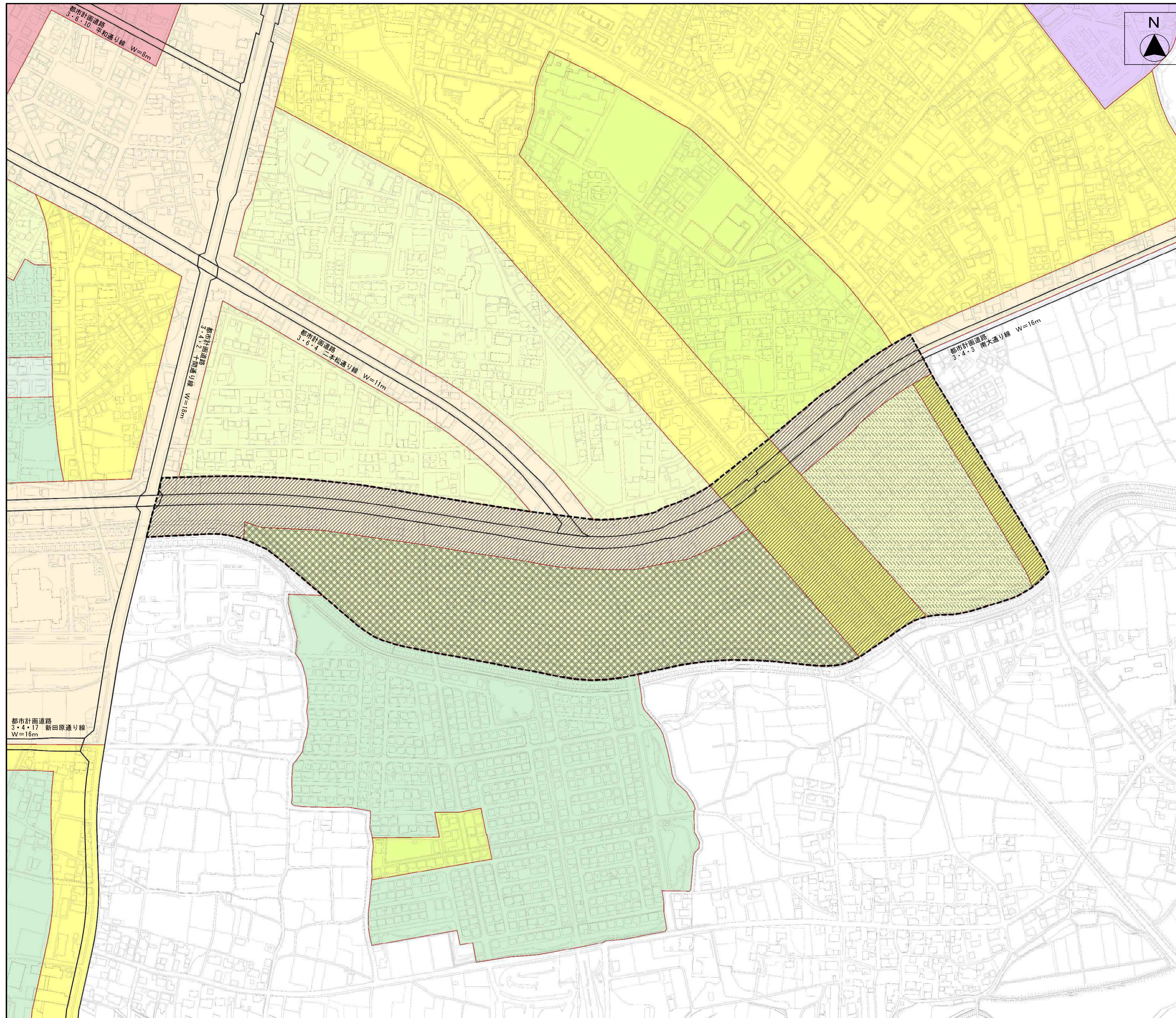


栗崎地区
地区計画方針の付図

| 凡 | 例 |
|---|--|
| | 地区計画区域 地区整備計画区域 |
| | A地区 鉄道及び幹線道路と住宅地の緩衝帯となる沿道サービス地区とする |
| | B地区 良好な中高層の集合住宅地の形成を誘導する地区とする。また、地区内に調整池を整備する |
| | C地区 既存の閑静な集落環境を保全し、戸建て住宅を中心とした低層住宅地とする |
| | 地区施設 (道路) |
| | 地区施設 (調整池) |

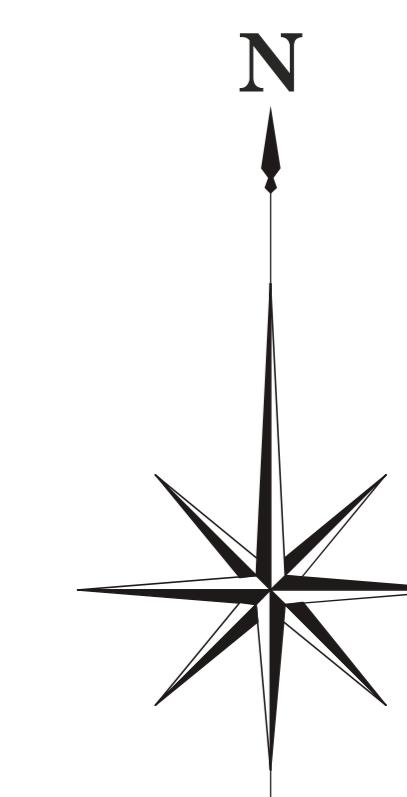
1:2,500
0 50 100 200 300 400 500m

朝日町地区 地区計画方針の付図

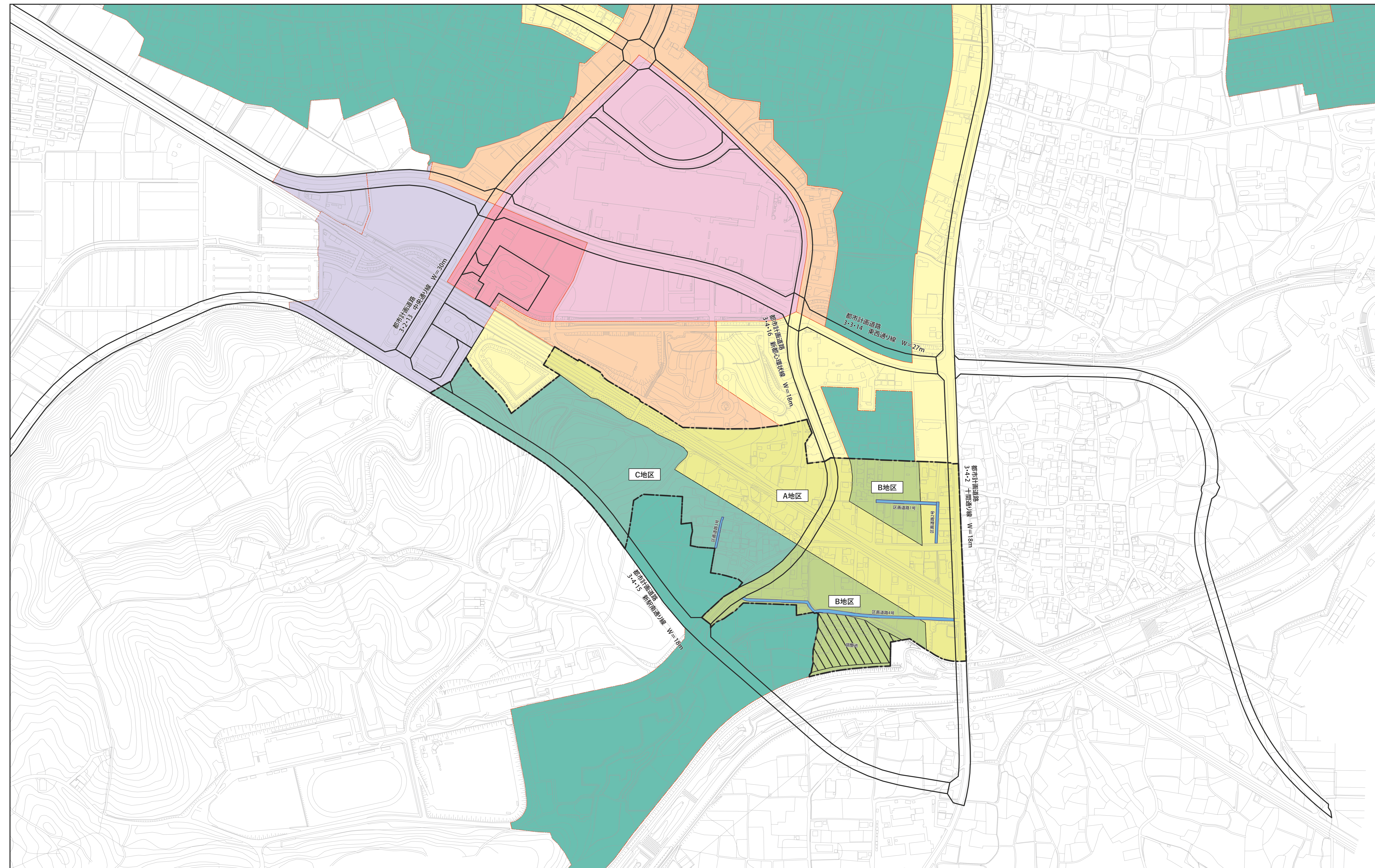


| 凡 例 | |
|-----|---|
| | 地区計画区域 地区整備計画区域 |
| | A地区 主として居住環境が損なわれないよう、敷地面積の最低限度を定め、住宅地としての土地利用を図る。また、南大通り線沿いの一部については、戸建て住宅を建築しないよう努め沿道サービス系の土地利用を図る。 |
| | B地区 居住環境が損なわれないよう、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定め、住宅地としての土地利用を図るとともに、近隣住民の生活利便を向上させる商業系施設の適切な誘導を図る。 |
| | C地区 居住環境が損なわれないよう、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定め良好な住宅地としての土地利用を図る。 |

縮尺 1 : 2500



栗崎地区 地区整備計画図



| 凡 例 | | |
|--------|--------|----------|
| | 地区計画区域 | 地区整備計画区域 |
| | 地区施設 | 区画道路 |
| 名称 | 幅員 | 延長 |
| 区画道路1号 | 4.0m | 約 102m |
| 区画道路2号 | 5.0m | 約 71m |
| 区画道路3号 | 5.0m | 約 45m |
| 区画道路4号 | 6.0m | 約 376m |

地区施設 調整池：約9,450㎡

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限区域

- A地区**
 - 葬儀屋（日本標準産業分類における葬儀業に供する建築物）
 - 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
- B地区**
 - 葬儀屋（日本標準産業分類における葬儀業に供する建築物）
- C地区**

建築物の敷地面積の最低限度：150㎡

壁面の位置の制限区域

- 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、建築基準法に基づく道路境界（ただし、区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界）又は隣地境界までの距離は1m以上とする。
- 次の各号のいずれかに該当する建築物は、壁面の位置の制限を適用しない。（ただし、区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界を越えることはできない。）
 - 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの
 - 自動車車庫等（ただし外壁のないもの）

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限区域

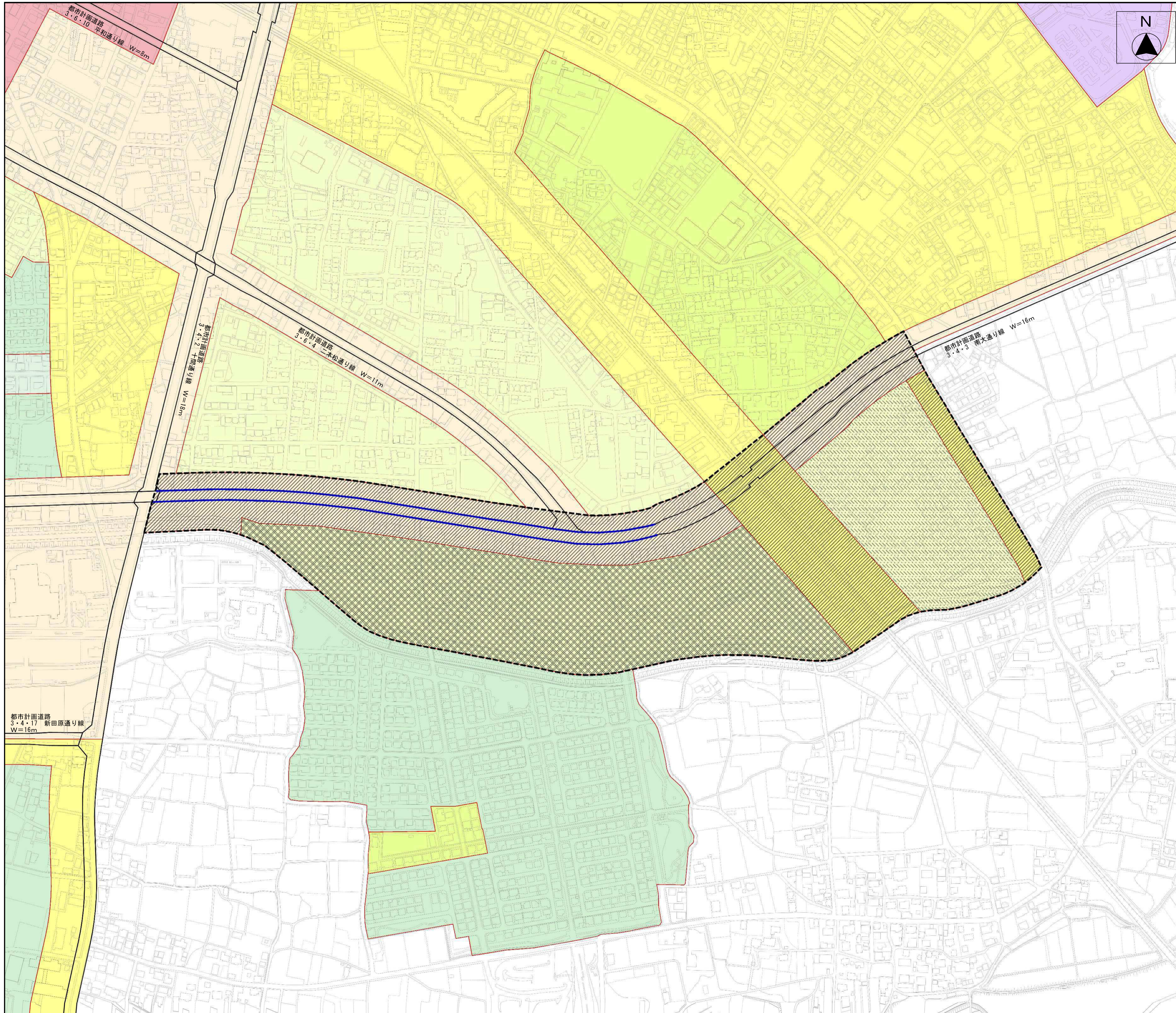
- 建築物の軒、庇、出窓その他これらに類するものは、区画道路1～4号の区域内にかかる形態としてはならない。
- 建築物については高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの、工作物については高さが15mを超えるものの外観の各立面の色彩（着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。以下同じ。）は、各立面の面積の3分の2以上の部分については、刺激的な色彩や装飾（光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。以下同じ。）を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲とし、残りの部分については、刺激的な色及び蛍光色は避け、地区の環境に調和したものとする。
そのほかの建築物及び工作物の外壁等の色彩は、刺激的な色及び蛍光色は避け、地区の環境に調和したものとする。
 - 7.5Rから7.5Yまでの場合は、彩度6以下
 - 7.5Yから7.5GYまでの場合は、7.5Yを含まない。の場合は、彩度4以下
 - 7.5GYから7.5RPまでの場合は、7.5GY及び7.5RPを含まない。の場合は、彩度2以下
 - 7.5RPから7.5Rまでの場合は、7.5Rを含まない。の場合は、彩度4以下
- 屋外広告物を設置する場合は、良好な景観形成に配慮する。

垣又はさくの構造の制限区域

建築基準法に基づく道路（ただし区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界）に面して設置する垣又はさく（門柱、門扉その他これらに類するものを除く）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、法令等で設置が義務付けられているものは除く。

- 垣又はさくを設置する場合は、風致を損なわないよう生垣又は開放的なフェンス等とし、その高さは前面道路の路面中心から高さ1.5m以下とする。
- 生垣を設置する場合、樹木は後退させ植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。
- 基礎を構築する場合は、基礎の高さが前面道路の路面の中心から高さ90cm以下とする。





朝日町地区 地区整備計画図

| 凡 例 | |
|---|--|
| | 地区計画区域 地区整備計画区域 |
| 建築物等に関する事項 | |
| 建築物等の用途の制限区域 | |
| | B地区 建築基準法別表第二 (イ) 項に掲げる建築物、物品販売業を営む店舗及び飲食店以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものは、建築してはならない。 (公益上必要な建築物を除く。) |
| | C地区 建築基準法別表第二 (イ) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものは、建築してはならない。 (公益上必要な建築物を除く。) |
| 建築物の敷地面積の最低限度：120㎡ | |
| 壁面の位置の制限区域 | |
| | 都市計画道路南大通り線沿いの一部(計画図に表示)については、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。 |
| 建築物の高さの最高限度 | |
| | B地区 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下としなければならない。ただし、隣地境界線から真北方向への水平距離が、4mだけ外側の線上の建築基準法施行令で定める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして同施行令で定める基準に適合する建築物については、本規定は適用しない。 |
| | C地区 |
| 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限区域 | |
| 外壁等の色彩は地区の環境に調和したものとする。〔刺激的な原色(赤・黄・黒・紫)及び蛍光色を避ける。〕 | |
| | B地区 埼玉県屋外広告物条例第4条第1項第1号の禁止地域とみなし、同条例第7条で適用を除外されている広告物以外は表示又は設置してはならない。 |
| | C地区 |
| 垣又は柵の構造の制限区域 | |
| 道路境界線に設ける垣・柵の構造(門柱・門扉を除く)は、次の各号に掲げるものとする。 1. 生垣(樹木は後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) 2. 前面道路の路面の中心から高さ1.5m以下の透視可能なフェンスで、基礎部分の高さは、前面道路の路面の中心から高さ90cm以下のもの。 | |

縮尺 1 : 2500